

# 阿見町議会議録

令和7年第2回臨時会

(令和7年5月27日)

阿見町議会

## 令和7年第2回阿見町議会臨時会会議録目次

◎招集告示	1
◎第1号（5月27日）	3
○出席、欠席議員	3
○出席説明員及び会議書記	3
○議事日程第1号	5
○開会	6
・会議録署名議員の指名	6
・会期の決定	6
・諸般の報告	6
・議案第61号から議案第64号（上程、説明、質疑、討論、採決）	7
・議案第65号（上程、説明、質疑、討論、採決）	10
・議員提出議案第2号（上程、説明、質疑、討論、採決）	21
○閉会	22

## 第 2 回 臨 時 会

阿見町告示第195号

令和7年第2回阿見町議会臨時会を次のとおり招集する。

令和7年5月14日

阿見町長 千葉 繁

1 期 日 令和7年5月27日

2 場 所 阿見町議会議場

3 付議事件

- (1) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町税条例の一部改正について）
- (2) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）
- (3) 専決処分の承認を求めることについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）
- (4) 専決処分の承認を求めることについて（損害賠償の額を定めることについて）
- (5) （仮称）子育て支援総合センター建設工事請負契約について

第 1 号

[ 5 月 27 日 ]

## 令和7年第2回阿見町議会臨時会会議録（第1号）

令和7年5月27日（第1日）

### ○出席議員

1番	野 口 雅 弘 君
2番	筧 田 聰 君
3番	前 田 一 輝 君
4番	小 川 秀 和 君
5番	紙 井 和 美 君
6番	武 井 浩 君
7番	武 藤 次 男 君
8番	佐々木 芳 江 君
9番	落 合 剛 君
10番	栗 田 敏 昌 君
11番	石 引 大 介 君
12番	高 野 好 央 君
13番	栗 原 宜 行 君
14番	海 野 隆 君
15番	久保谷 充 君
16番	久保谷 実 君
17番	吉 田 憲 市 君
18番	細 田 正 幸 君

### ○欠席議員

なし

### ○地方自治法第121条第1項の規定により説明のため会議に出席した者

町 長	千 葦 繁 君
副 町 長	服 部 隆 全 君
教 育 長	宮 崎 智 彦 君
町 長 公 室 長	小 倉 貴 一 君

総務部長	黒岩孝君
町民生活部長	齋藤明君
保健福祉部長	戸井厚君
産業建設部長	野口正巳君
教育委員会教育部長	糸賀昌士君
政策企画課長	糸賀隆之君
総務課長	石田栄司君
財政課長	坂入紀章君
管財課長	渡邊修宏君
税務課長	菅谷隆宏君
国保年金課長	平井芳明君
おやこ支援課長	山崎由紀子君
道路課長	大徳一徳君

○議会事務局出席者

事務局長	大竹久
書記	堀内淳
書記	糸賀正芳
書記	加藤佳子

## 令和7年第2回阿見町議会臨時会

議事日程第1号

令和7年5月27日 午前10時開会・開議

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 諸般の報告

日程第4 議案第61号 専決処分の承認を求めるについて（阿見町税条例の一部改正について）

議案第62号 専決処分の承認を求めるについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）

議案第63号 専決処分の承認を求めるについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）

議案第64号 専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）

日程第5 議案第65号 （仮称）子育て支援総合センター建設工事請負契約について

日程第6 議員提出議案第2号 阿見町議会傍聴規則の一部改正について

## 午前10時00分開会

○議長（野口雅弘君） おはようございます。定刻になりましたので、ただいまから令和7年第2回阿見町議会臨時会を開会します。

ただいまの出席議員は18名で、定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事については、お手元に配付しました日程表によって進めたいと思いますので御了承願います。

これより議事に入ります。

---

## 会議録署名議員の指名について

○議長（野口雅弘君） 日程第1、会議録署名議員の指名について、本臨時会の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、

7番 武藤次男君

8番 佐々木芳江君

を指名します。

---

## 会期の決定について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第2、会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。今臨時会の会期は本日1日とすることに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。したがって、会期は本日1日とすることに決定しました。

---

## 諸般の報告

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第3、諸般の報告を行います。

議長より報告します。

今臨時会に提出された案件は、町長提出議案第61号から議案第65号まで及び議員提出議案第2号、以上6件であります。

次に、監査委員から令和7年2月分から4月分までに関する例月出納検査結果について報告

がありましたので、報告します。

次に、本臨時会に説明員として地方自治法第121条第1項の規定により出席を求めた者は、お手元に配付しました名簿のとおりです。

以上で諸般の報告を終わります。

- 
- |        |  |
|--------|--|
| 議案第61号 | 専決処分の承認を求めるについて（阿見町税条例の一部改正について）       |
| 議案第62号 | 専決処分の承認を求めるについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）   |
| 議案第63号 | 専決処分の承認を求めるについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について） |
| 議案第64号 | 専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）      |

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第4、議案第61号、専決処分の承認を求めるについて（阿見町税条例の一部改正について）、議案第62号、専決処分の承認を求めるについて（阿見町都市計画税条例の一部改正について）、議案第63号、専決処分の承認を求めるについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、議案第64号、専決処分の承認を求めるについて（損害賠償の額を定めることについて）、以上4件を一括議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 皆さん、おはようございます。

本日は、令和7年第2回臨時会を招集しましたところ、議員各位には公私ともお忙しい中、御出席をいただきまして、ここに臨時会が開会できますことを心から感謝申し上げます。

議案第61号から議案第64号までの専決処分の承認を求めるについて、提案理由を申し上げます。

まず、議案第61号から議案第63号については、関連しますので一括して申し上げます。

本案は、物価上昇局面における税負担の調整の観点から、地方税法等の一部を改正する法律が公布されたことに伴い、阿見町税条例、阿見町都市計画税条例、阿見町国民健康保険税条例を一部改正し、早急に施行する必要が生じたため、令和7年3月31日をもって地方自治法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するもの

であります。

議案第61号の阿見町税条例の一部改正の主な内容としましては、住民税関係では、特定親族の創設に伴う控除金額の改正、たばこ税関係では、加熱式たばこの課税標準特例に係る附則の追加等、所要の改正を行うものであります。

議案第62号の阿見町都市計画税条例の一部改正につきましては、町税条例の改正に伴う所要の改正を行うものであります。

議案第63号の阿見町国民健康保険税条例の一部改正の主な内容としましては、課税限度額のうち、基礎課税額を1万円引き上げ66万円に、後期高齢者支援金等課税額を2万円引き上げ26万円とするものであります。また、低所得者に対する国民健康保険税の軽減措置について、5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定においては、被保険者の数に乘すべき金額を30万5,000円に引き上げ、2割軽減の対象となる世帯においては、被保険者の数に乘すべき金額を56万円に引き上げるものであります。

次に、議案第64号の損害賠償の額を定めることについて申し上げます。本案は、令和7年4月2日午後6時10分頃、阿見町大形64番83地先の町道第5314号線において、当該道路上に陥没が発生していたことにより、走行中の相手方の自動車の一部を損傷させ損害を与えたので、地方自治法第96条第1項第13号の規定に基づき損害賠償の額を定めることについて、同法第179条第1項の規定により専決処分を行ったもので、同条第3項の規定に基づき報告するものであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、御承認いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 私は、議案第61号、専決処分の承認を求めるについて（阿見町税条例の一部改正について）、お尋ねをさせていただきます。

新旧対照表1ページ目、第18条に公示送達がございます。これまでには掲示場に掲示して行うことになっておりました。今回の改正後は、掲示場に掲示することに加え、新たに公示事項を町の設置した電子計算機の映像面に表示したもののが閲覧をすることができる状態に置く措置をとることによってするとされておりますが、この電子計算機の映像面とは具体的にどのようなことを言うのでしょうか。また、いわゆるパソコンとか、そういうのを私はイメージするんですが、そうなると、また個人情報の保護という観点からちょっと気になることがあります。その辺についてもお答え願います。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。総務部長黒岩孝君。

○総務部長（黒岩孝君）　お答えをいたします。

まず、電子計算機の画面と申しますのは、具体的に申し上げますと、従来、掲示板で掲示しておりました文書、これにつきまして、インターネット等を通じて自治体のホームページ、こういったところから閲覧できるようにするというようなことになります。

それから、議員御指摘の個人情報の保護の観点でございますけれども、議員御指摘のとおり、地方税に関する重要な書類の送達、例えばですけど督促状などがこういうことになるかと思いますけども、そういう書類につきましては個人情報が含まれております、これを市町村のホームページに掲載することが適切なのかというような判断が必要というふうに考えてございます。

ということで、今回、税法の改正に合わせまして、公示送達にインターネットを用いる方法を追加する規定、こういったものを整備はさせていただきましたが、実際の導入につきましては、まだ引き続き検討課題があるというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（野口雅弘君）　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　ありがとうございました。ただいまの答弁にあったように、特に督促状とか、そういう非常にナイスな個人情報について、個人が特定されるようなものがインターネット上にアップされるというのはちょっと好ましくないと私も思います。ぜひその点について詳しく調べていただいて、きちんとした方針を持って取り組んでいただきたい、そう要望して終わります。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　議案第63号、専決処分の承認を求めるについて（阿見町国民健康保険税条例の一部改正について）、お尋ねをいたします。

新旧対照表を拝見しますと、1ページ目の第23条に、国民健康保険税の減額ということで、5割軽減、2割軽減の世帯に関わる軽減判定所得算定金額をそれぞれ引き上げたわけでございます。この引上げによって影響を受けた世帯について、5割軽減、2割軽減、それぞれの世帯数を教えてください。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長平井芳明君。

○国保年金課長（平井芳明君）　質問にお答えいたします。

算定金額が引き上げられたことにより軽減対象となる世帯が拡大しまして、現時点での試算になりますけれども、5割軽減世帯が665から686に21世帯増加、2割軽減世帯は647から665に

18世帯増加となります。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 6番武井浩君。

○6番（武井浩君） ありがとうございました。この軽減世帯に対しては、これまで国から保険基盤安定負担金が申請することによって交付されると、軽減分穴埋めされるという制度があるかと思います。ただ、これが10月末までに申請しないといけないかと思います。未申告の状態で所得が分からぬ被保険者の方については、そのままにしておくと軽減分の補填が受けられないということになりますので、しっかりと未申告の方に対する対応をしていただきたいと思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。国保年金課長平井芳明君。

○国保年金課長（平井芳明君） お答えいたします。

議員おっしゃるように、10月の報告に間に合うように、8月に未申告者への勧奨通知を送付する予定でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第61号から議案第64号までについては、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第61号から議案第64号までは原案どおり承認することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議案第61号から議案第64号までについては原案どおり承認することに決しました。

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第5、議案第65号、（仮称）子育て支援総合センター建設工事請負契約についてを議題とします。

提案者の提案理由の説明を求めます。

町長千葉繁君、登壇願います。

〔町長千葉繁君登壇〕

○町長（千葉繁君） 議案第65号の（仮称）子育て支援総合センター建設工事請負契約について提案理由を申し上げます。

本工事は、子育て支援総合センターを新たに整備するため建設工事を行うものであります、地方自治法並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例の規定により議会の議決を求めるものであります。

工事の概要につきましては、お手元に配付しました工事概要書のとおりであります。

以上、提案理由を申し上げましたが、慎重審議の上、議決いただきますようお願い申し上げます。

○議長（野口雅弘君） 以上で提案理由の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

12番高野好央君。

○12番（高野好央君） この子育て支援総合センターですね、現状、地域子育て支援センターの延べ床面積、約66平米、すぐ近く広場の事業のために借用している総合保健福祉会館内のプレイルームが約50平米、そうすると、合計、大体約120平米になるかと思うんですが、この子育て支援総合センター、延床面積、約11倍の1,341平米となっていますが、この広さにした理由というのを、11倍にしたその理由をお願いします。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

阿見町はここ近年、子供の人口が減少している中で、数少ない、ほんの少しずつではありますけれども、子供の人口が増えている町ということであります。一応こちらの施設は160名程度の収容人数ということで計画してつくっておりました。こちらの利用を希望する方が伸び伸びと施設を使えるようにということで、十分なスペースを計画いたしまして、今回の計画値に至っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 現状の地域子育て支援センター、うちも子供が小さいとき何回か利用させていただいたこともあるんですけど、そのときはそんなに目いっぱい子供たちが集まっているような感じではなかったものですから、そういうイメージがあったのでね。

今まで私、一般質問でも財政状況なんかをちょっと質問させていただいたりとかしたんですが、財政状況が決していいわけでもないような状況で、らせん階段を2周するような屋内遊具、これを設置すると決めたのは、これは町側からコンサルのほうに申入れなのか、コンサルからの提案なのか、これはどういった経緯で決まったんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

こちらの計画を策定する際に、地域子育て支援センターや児童館の利用者、また乳幼児健診に来られた方などを対象に、どのような施設を望まれるかということでアンケート調査を行っております。その結果におきまして、やはり自宅には設置できないような遊具が欲しいということですとか、天候に左右されずに体を使って思い切り遊べるような施設を造ってほしいというような御意見がありまして、こういったものを計画いたしました次第でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 12番高野好央君。

○12番（高野好央君） 入札不調から再入札まで、この仕様制限、この内容が本当に妥当なのか、ちょっと過剰な要件によってコストが上昇しているように感じるんですが、これ、検証なんかは行ったんでしょうか。そして、緩和、見直し、コストの抑制努力というのを十分行つたんでしょうか。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

まず、やはりなるべくコストを削減できるところというのは検討いたしまして、まず金額が大きいところですと、外にありますごみ集積場や外構の表層など、そちらの仕様の変更を行いました。また、駐車場屋根の天井の仕様を変更したりですとか、作りつけ家具の削減なども行っております。削減できるところをした上で、また上がってしまった単価を反映したりですか、そういったことで今回の積み上げた金額となっているんですけれども、ここが大きく変えられなかつた理由というのもございまして、既に3月のときに御説明さし上げているかと思うんですが、国から大きな補助金を頂けるということで決定をいただいているものです。そこから大きく内容を変更すると、この補助金の要件から漏れてしまうということで、頂いた補助金

を最大限活用できるようにということで、計画の見直しは最小限としたものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）ほかに質疑がありますか。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）それでは、追加資料を請求させていただいて、この前、頂いたんですけども、追加資料の2のところです。比較資料になりますけれども、建築の増加割合が一番多くて約35%になっています。それぞれの項目の増加割合はどのようにになっているのかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）お答えいたします。

前回の全員協議会で配付いたしました資料のとおり、それぞれ建築、外構、電気、機械、経費について、何%ずつの上昇割合でしたということで御報告をさし上げたんですけれども、それ以上の詳細については申し上げることができませんので、御了承ください。

以上です。

○議長（野口雅弘君）13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）太陽光パネルの設置枚数についてお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）お答えいたします。

太陽光パネルですけれども、まず本体の建物の屋根にそれぞれ24枚が2か所、そして、駐車場の屋根に24枚、合計で72枚です。

以上です。

○議長（野口雅弘君）13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）追加資料の2のところです。このところに、今お答えできないと言われた項目があるわけですけども、そこで、建具、それと空調・換気については、ZEB対応を踏まえた仕様制限のため、設計価格から実勢価格への見直しを行ったとありますよね。ZEB対応という特殊要件による増減が本当に妥当かどうかというのは、これ分からぬわけですよね。実際、今、太陽光パネル、24の24の24、10キロワットが3つということですね。そうすると、ZEB対応するときに、ZEB認証するから変えてるわけですね。ZEB対応しなければ、通常でいいんですから。今回見直したのは、ZEB対応するから、だから見直したって。今、35%の内訳は言えないと言っているけど、一番建築が多いわけですよ。どうしてそうなのかというのが一番問題なので、それが言えないというのはもうあれなんんですけども、じゃ

あ実際、今の30キロワットで、これZEB認証取れますか。取れないですよね。だって、1,341平方メートルの一次エネルギー消費量は30キロワットで済むんですか。済まないですよね。もっと必要なんですよ。そういう検証を実際にやられたのかどうかお伺いいたします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

確かにZEBを取るということでコストが上がっていることはそのとおりなんですけれども、今回、完全なるZEBではなく、先日もお話しましたとおり、N e a r l y ZEBの認証が取れるようにということでの計画となっているんですけども、なぜこれをやらなければいけないかにつきましては、環境省において、地方公共団体実行計画策定・実施マニュアルが令和4年3月に改定をされまして、2030年度には設置可能な建築物の約50%以上に太陽光発電設備を設置するという目標が設定されております政府の実行計画に準じまして、地方公共団体の施設についても、太陽光発電の最大限の導入、新築建築物のZEB化を行うことが期待されているところであります。その計画の後に今回の計画がつくられておりますので、N e a r l y ZEBを目指すということにして計画したものでございます。

今回のこの設計において、子育て支援総合センターにつきましては、50%の省エネを行い、太陽光で25%の創エネを行うことにより、ランニングコストを75%抑えることを目標として設計されているものでございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

9番落合剛君。

○9番（落合剛君）　先ほど高野議員からもあったと思うんですけども、一度入札不調になつたということで設計変更とかをしたのですが、その変更によって幾ら減額したか、改めて教えてください。

○議長（野口雅弘君）　おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

申し訳ありませんが、こちらの金額についてはお答えすることができません。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　9番落合剛君。

○9番（落合剛君）　またほかの違うところでの質問なんんですけども、こちらの子育て支援総合センターの建設検討委員会のほうで、鹿嶋市とつくばみらい市の子育て支援センターの視察をしてきたと思うのですが、それぞれ鹿嶋市とつくばみらい市のセンターの建設費用というの

はお幾らだったのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

申し訳ありません、ただいま鹿嶋市のものしか手元になくて、こちらを回答させていただきます。鹿嶋市の施設は4億8,400万円でございます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　9番落合剛君。

○9番（落合剛君）　ありがとうございます。今、鹿嶋市のセンターの建設費用を教えていただきたいんですけども、視察地の建設費を確認をした上でなんんですけども、令和7年度の一般会計予算の建築土木工事費は7億9,700万5,000円もかかる規模のセンターにしたのはなぜなのでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

鹿嶋市の施設ですけれども、こちらにつきましては、太陽光パネルは設置はされているんですけども、ZEBについては非対応となっております。また、内部に大規模な屋内遊具はないということで、そこが大きく異なる部分かなと思います。

以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

14番海野隆君。

○14番（海野隆君）　この子育て支援総合センターについては、4月2日に第1回目の入札を行って不調になったということで、今回新しく設計を見直して、入札が行われて、落札して、今日契約ということになるんですけども、さつき、第1回目の入札不調になったときの金額と今回の落札した金額、当然今回のほう上がっているんだけれども、これはなぜ言えないんですか。どれだけ上がったんですかということについては、なぜ金額は言えないんですか。まずそれをお聞きします。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

前回の発注工事につきましては、結果が不調となりましたので、そうなりますと予定価格、応札価格ともに非公表ということになっております。そして、言えることといたしましては、今回の落札額は9億5,700万円となっておりますが、令和6年度の3月臨時補正の予算という

のは7億9,700万5,000円となっております。こちらは正確な比較とはなりませんけれども、目安とはなるのかなというふうに思っております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） 全員協議会では、単価が上がったとか人件費が上がったとか、そういう要因が大きいということで、それぞれ内容にわたって説明をしているんですけども、この金額というのは、設計はいつやったか分からぬけれども、4月2日に入札をやって、結構な金額ですよね、金額の上がり方ってね。全員協議会での説明によると、令和7年度の単価が変わったと、改定になったと。今後については、令和7年度の単価で設計し直した金額が今回の単価の見直しの金額ということでいいんですか。それとも、また別な要因があって、令和7年度の単価で積算した金額よりもはるかに上がっているのか、上がってないのか、それを教えてください。

○議長（野口雅弘君） ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

金額が上がった要因ですけれども、今お話しいただきました労務単価が6%上がったということと、そのほか、物価高騰のこともありまして、材料もメーカーから最新の実勢価格の見積りを取りまして反映をさせております。そういったところでの金額の上昇ということになっております。

○14番（海野隆君） ちょっと質問と違う。合ってない。

○議長（野口雅弘君） おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君） お答えいたします。

失礼いたしました。令和7年度の単価を使用しております。

以上です。

○議長（野口雅弘君） 14番海野隆君。

○14番（海野隆君） そうすると、これは令和7年度の単価に基づいて見直しそれば、今回通ったということで理解したいと思います。

もう1つは、私たちはデザインとか設計の内容については一切分からぬわけですね。それは執行部というか、担当課と、どこが関わるか分からぬけれども、関わった課と設計業者の間でやり取りをすると。さっき設計の話が出ておりましたけれども。我々は分からぬのでお話しするんですけども、これ一見すると、ちょっとこれ、維持管理に金かかるんじやないかというふうに思いますね。通常の、簡単なというかな、箱型というか、あまりカーブとかそういう

った類いのものがなければ、維持管理も比較的安いのではないか、あるいは建築も安いのではないかと思われますね。素人の考えですけれども。結局、機能については、アンケートなんかをとって、こういう内容で設計してくださいというふうに多分発注するんじゃないかなと思うんですけども、だけど、構造とかデザインとかそういうものについて、行政はどういう関与の仕方をしているんですか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　申し訳ありません、今の質問にはすぐにお答えできなくて、後ほど回答させていただきたいと思います。

○14番（海野隆君）　後ほどだっていっても、採決しちゃうよ。

○議長（野口雅弘君）　おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　申し訳ありません、少しお時間をいただいてもよろしいでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　それでは、ここで暫時休憩といたします。会議の再開は午前10時50分といたします。

午前10時38分休憩

---

午前10時50分再開

○議長（野口雅弘君）　休憩前に引き続き会議を開きます。

　おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。お時間いただきまして、ありがとうございました。

　まず、こちらの設計をするに当たりましては、基本設計の中で、設計会社のほうから幾つか案を出していただきまして、ランニングコストも比較した上でこちらのものを採用しております。こちら、山形県へ視察に行っておりまして、そのほか公共施設でも採用されているものが多かったというところで、こちらの遊具を採用した次第でございます。

　以上です。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

　6番武井浩君。

○6番（武井浩君）　この（仮称）子育て支援総合センターの建設工事、本当に子育て世代にとって必要な施設であると思います。私もこの建設、非常に楽しみしております。

　そこでお尋ねしたいんですが、これ、仮称となっておりますが、ぜひ子供たちに親しまれる

ようなネーミングをしていただきたい、そう思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（野口雅弘君）　ただいまの質疑に対する答弁を求めます。おやこ支援課長山崎由紀子君。

○おやこ支援課長（山崎由紀子君）　お答えいたします。

議員がおっしゃるとおり、子供たちが夢を持っていただけるようなネーミングを検討してまいりたいと考えております。

○議長（野口雅弘君）　ほかに質疑はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議案第65号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）　御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

13番栗原宜行君。

○13番（栗原宜行君）　私は反対の立場で討論をさせていただきます。

本議案は、昨年度、議会承認をした（仮称）子育て支援総合センター建設工事請負契約について、建築土木工事7億9,700万5,000円の予算で入札を実施したものの、不調となり、その後、一部仕様を変更し、約1億6,000万円増の9億5,700万円で再入札を行うというものです。

しかし、全員協議会において複数の問題点が指摘されておりますが、いまだ明確になっておりません。

よって、私は本議案に反対の立場から、以下の点について討論いたします。

まず、積算見積りの適正性についてです。

入札における積算見積りが適正でなかったということを議会で指摘しました。増額理由として、建具、空調・換気の2項目でZEB対応を踏まえた仕様制限により、設計価格を実勢価格へ見直しを行ったという説明がありました。設計されている太陽光パネルの設置枚数では、ZEBの認証取得に必要な発電量は確保されていません。いかにNear1yと言っても、必要最低限の量は必要だと思います。ZEB対応を踏まえた仕様制限により増額になったとの理由には適正性がありません。

また、構造や屋内遊具には、ヒアリングにより設計価格を実勢価格に見直したとしていますが、特に屋内遊具には、らせん階段を2周させる特殊遊具のため、限られた業者しか対応でき

ない点を踏まえたヒアリングをしたという説明がありました。限られた業者しか対応できない特殊遊具ならば、そもそも設計に入れること自体が問題です。公共工事においては、積算の透明性と客觀性が極めて重要であり、特殊遊具を設置する客觀性は低く、適正ではない積算に基づく増額は町民の皆様の理解は得られないと思います。

次に、必要性についてです。

センター建設検討委員会が視察した鹿嶋市地域子育て支援センターの延べ床面積は約1,000平方メートルで、建設費は4億8,400万円というのは先ほど御案内があったとおりです。視察2件目のつくばみらい市については、おやこ・まるまるサポートセンターが、みらい平市民センターの2階にあります。こちらは建設ではなくて、費用については借り上げ方式で、年間4,455万円、ワンフロア当たり1,116万円です。また、今年3月に内覧会をした（仮称）本郷小学校区放課後児童クラブは、延べ床面積が797.26平米、建設費用は4億5,870万円ということで、鹿嶋市的人口6万4,228人、つくばみらい市の人団5万3,590人、阿見町と同規模の自治体でこのようにコストが抑えられています。

しかし、阿見町は延べ床面積が1,341.94平米、建設費が9億5,700万円と高額になっています。人口規模からも、本当に必要な建物なのかと言わざるを得ません。合理的な理由が見当たりません。既存施設の活用や段階的な改修も選択肢として検討すべきです。

次に、財政規律の観点から、建設費の増額に対する多角的な対策の検討を実施したのかということです。

鹿嶋市は建設費の回収のため、鹿嶋市地域子育て支援センターのネーミングライツを実施しています。1億6,000万円の増額は町民の税負担を重くし、将来的な財政運営にも影響を及ぼします。適正なコスト管理が求められているのです。

以上の理由から、1億6,000万円増の9億5,700万円で建設するのではなく、当初、議会が承認した7億9,700万5,000円で建設できる規模、仕様に見直すべきです。

また、入札制度の改善と積算の適正性、既存施設の有効活用など、より慎重な合理的な配慮が求められています。

よって、私は本議案に反対いたします。

○議長（野口雅弘君） 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番武井浩君。

○6番（武井浩君） 私は、議案第65号に対して、賛成の立場から討論をさせていただきます。

先ほど御説明あったように、我が国の人団は減少している中、阿見町の人口は増えております。特に子供の人口が増えているという、極めて本当に喜ばしい状況が続いている中で、子供が増えている中で、子育て中の保護者の方々の孤立感や不安感の増大といったものも併せて生

しております。これは大きな社会問題になっているかと思います。

そういういた問題を解決する手段として、これまで中郷保育所敷地内に地域子育て支援センターがありました。ただ、利用者の増加、あるいは手狭になったことなどによって、また、子育て支援施設の1つでもあった学校区児童館も老朽化により、令和4年3月に閉館となったわけでございます。このような状況を踏まえて、子育て世代の交流の場となる施設として、今回、身近な相談機関としても子育て支援総合センターを設置する、この必要性というのは高まっているのではないかと私は思います。

そしてまた、この設計内容を拝見すると、赤ちゃんの部屋や授乳室、そして遊具ですね。家庭ではちょっと味わうことのできない大規模な遊具を設置していただけるということで、非常に楽しみな施設であると思っております。とてもすばらしい設計であるというふうに思うわけでございます。

そしてまた、先ほどから申し上げているように、子育て世代への支援、そういういた観点から、この施設の必要性は高まっている。こういった事情に鑑みまして、私は本案に対して賛成いたします。

○議長（野口雅弘君）ほかに討論はありませんか。

11番石引大介君。

○11番（石引大介君）私も、こちら、賛成の立場から討論させていただきます。

子育て支援総合センターの建設は、子供たちが天候に左右されず、安心して遊べる場の提供、子育て世代が情報交換や多様な交流を図る機会を提供することで子育て環境の充実を図ることを目的に計画をされました。子育て世代に阿見町を選んでいただくことは、人口を維持していく上でも非常に重要であり、子育て世代が増えれば、企業の参入なども考えられ、将来的に阿見町にとって、まちのにぎわいや、さらに安定した税収を得ることにも期待ができるのではないかでしょうか。

この子育て支援総合センターの建設は阿見町の将来への重要な投資であり、進めるべきであると判断し、私は賛成をさせていただきます。

以上です。

○議長（野口雅弘君）ほかに討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君）討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議案第65号は原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議あり」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議がありますので、起立によって採決します。

本案を原案どおり可決することに賛成の諸君は起立願います。

[賛成者起立]

○議長（野口雅弘君） 起立多数であります。よって、議案第65号は原案どおり可決することに決しました。

---

#### 議員提出議案第2号 阿見町議会傍聴規則の一部改正について

○議長（野口雅弘君） 次に、日程第6、議員提出議案第2号、阿見町議会傍聴規則の一部改正についてを議題とします。

本案に対する趣旨説明を求めます。

15番久保谷充君、登壇願います。

[15番久保谷充君登壇]

○15番（久保谷充君） 皆さん、こんにちは。議員提出議案第2号、阿見町議会傍聴規則の一部改正について、提案理由を申し上げます。

本案は、地方自治法第130条第3項の規定に基づく会議の傍聴に関し必要な規則について、傍聴人の守るべき事項等を現在の社会情勢に合わせたものに改めるとともに、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律第7条第2項に規定する行政機関等の義務となる合理的配慮に対応した規定とするため、所要の改正を行うものです。

提出者、阿見町議会議員、久保谷充。賛成者、阿見町議会議員、栗原宜行、同じく久保谷実、同じく海野隆、同じく高野好央、同じく石引大介、以上です。

議員各位の御賛同をよろしくお願ひいたします。

○議長（野口雅弘君） 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。質疑を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結します。

お諮りします。

ただいま議題となっております議員提出議案第2号については、会議規則第39条第3項の規定により、委員会への付託を省略することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認め、さよう決定します。

これより討論に入ります。討論を許します。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 討論なしと認めます。これをもって討論を終結します。

これより採決します。

議員提出議案第2号については、原案どおり可決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（野口雅弘君） 御異議なしと認めます。よって、議員提出議案第2号については、原案どおり可決することに決しました。

---

#### 閉会の宣告

○議長（野口雅弘君） 以上で、本臨時会に予定されました日程は全て終了しました。

これをもちまして、令和7年第2回阿見町議会臨時会を閉会します。御苦労さまでした。

午前11時05分閉会

---

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議長 野口雅弘

署名員 武藤次男

署名員 佐々木芳江